

電子顕微鏡検査 1		P000016		
電顕診断		担当部署		
<b>検査オーダー</b>				
患者同意に関する要求事項		該当なし		
オーダリング手順	1	専用の依頼箋を提出		
	2			
	3			
	4			
	5			
検査に影響する臨床情報		固定不良（有効期限切れの電顕検査用固定液（グルタールアルデヒド）をご使用した。また、組織の固定が完了するまで（1～2mm の組織で 2 時間程度）冷蔵保存をしていない）		
検査受付時間		8：15～16：00		
<b>検体採取・搬送・保存</b>				
患者の事前準備事項		手術、及び内視鏡、穿刺等の侵襲的検体採取では様々な準備が必要となるため、各々の担当医師、担当看護師等の指示に従う。		
検体採取の特別なタイミング		疾患診断時		
検体の種類	採取管名	内容物	採取量	単位
1 細胞	ES 電子顕微鏡検査用	2.5%グルタールアルデヒド溶液	該当なし	該当なし
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
検体搬送条件		室温→病理検査室内で冷蔵保存		
検体受入不可基準		1) オーダーがない 2) 未固定組織		
保管検体の保存期間		保存不可		
<b>検査結果・報告</b>				

検査室の所在地		病院棟 3 階 病理診断科			
測定時間		19~21 日			
生物学的基準範囲		該当なし			
臨床判断値		該当なし			
基準値				単位	該当なし
共通低値	共通高値	男性低値	男性高値	女性低値	女性高値
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
パニック値	高値	該当なし			
	低値	該当なし			
生理的変動要因		該当なし			
臨床的意義		病理検査材料で電子顕微鏡検査（超微形態学検査）が必要となる場合は、腎糸球体病変の鑑別、カルチノイドすようなどの神経内分泌腫瘍における分泌顆粒の確認、悪性黒色腫のメラニン産生能、未分化癌における上皮系細胞の電顕特徴（トノフィラメント、デスマソーム、微絨毛など）の証明、紡錘形細胞腫瘍（線維肉腫における粗面小胞体、平滑筋肉腫細胞における筋細線維、横紋筋肉腫における横紋などの証明）の鑑別、およびウイルス感染症（ウイルス粒子または封入体）の証明などである。臨床検査法提要改定第 34 版 1333			